する規定を見るに至つては、益々其留意する所の みならず。 養父母 E 那邊に存するかを伺 を經 Ú 目然に適合せむとする努力の跡を示して居るの 軽くし の忌を州 る毎に次第に薄らぎ、 なほ同合に養子の忌を嫡孫よりも輕く 、外父母を同格のものにして、以て人情 日か ら廿日に滅じ。 はしめたが。 遂に世人をして武士 此傾向は爾後改 之を祖父母 Ĭ 變遷によつてよく察知することが出 導いて偽善に陷らしむること人なつた。 ことは、 あつて。 ことは勿論であるが、少くこも其有力なる材料で 關係は、道德の推移を語る唯一の批評標準でない の道徳の漸く形式に流れ行く有様は、 殊に 恐らくは !德川時! 何 人と雖首肯するに躊躇せぬ所 代の初期に於て其然 | 來る。服忌 此服忌令 德 るを見る 川 時 Ò

## 戦國時代以後に於ける甲冑の變革に就て 文學士 江 F

馬

務

札

といふものは無理をすることだと誤解せしめ、

のものであらう。

脛楯とも佩楯ともいへり。 ぬ使用 न् せらる。 商北朝 草摺と いより 構造 式となれるも ば筒となりて脚の ごの第 一表面平坦にして正 のなりの(参照一)戦國 前面や掩 一板し、 一面で蔽 その下 肰 代以 کمہ ものと、 亦は 方 は 其の 小

9 こき形式 多 第 うく騎馬 ムは所謂 깯 祭 質瞳佩 の時 研 に用 犯 楯 ٤, ひられ ME | 國時代以後に於ける甲冑の變革に就いて (下) ^ るも たりの 0) 膝鎧 **少**如 型の最も < 4 と三種の新様式 二脚の背に家地 を生せ に廻れるものと、第三袴狀の 第 Ξ 50 號 第 一種に属する 五九 (三三) もの もの

始 脛

膝• 鎧•

膝鎧は

當との間

を厳

ふが寫

第 四

郭

Ξ

膝鎧 'n 戯に なに の大部分を占め、 皮を以う綴言塗色種々 素掛とし、 札は小札か一文字頭のもの、札 板佩 楯 あるもの)減似柄 枚板にして一 頭は雁木。 1

恭石等を用 下りか五下 とす「兵器闘考」 下り或は六下り 七分の小札を積 す。)伊豫佩楯。 くの書には其の 立とすれご。多 にはこれを寄仕 に綴ぢ合せ、五 (總て五分乃至 シーション b E

等こ

伊)

渁

佩

(据

けるも | 枚並 9 瓦佩櫃 べ る雨 植 定 |形の鐵板を有するもの) 形の鐵板 あるもの) 煙を

欄といひ。 し、腰板なく腰附の幅に弾を取り、下に芥は踏込の一種之に属す。抑踏込は野袴の如 もあれご。 全部鎖 際上に當る箇所に鉞を附す。裏は前と同 その一種は細き家地を左右より出 1 牡丹懸さなし、足を其の羂に入れ て作れるもの)等之に属し、 下に芥子 ζ 裁縫 じき め

脚部に密着せしむ。 防ぐに資せしが。 る部分には天正の頃は概ね革を以て當て、矢石を (参照三)かく佩楯は裂地を臺とし、草摺の下に當れ 麗なる色彩、 れに属す。常の袴の如く徴取り、裾を狭くせり 板 鉞を愛用するに至 鐵砲を戰陣に用ふるに 第三種は越中佩術。當世 彫刻を施 بر ا ا <u>ь</u> 家地 鐵板 には は簡手に準 至りて頻 種 踏込 な非

ぜり○(巻照三) 膝鎧は種類によりて各その利用を異にせりor武

今この

h

に鐵

小田佩楯 (俵形の鐡板を十文字に置

圖 1115

は三十五枚鐵 は騎戦に の兎札を上さし、伊豫佩楯を次とし は實憧佩楣を可とし、 般 立學。 地はなかりしものなり。 立界及び板脛當 (毘沙門脛當) 戰國時代以後にも亦古式 を用 U,

かく 步武 口を極めて之れを賞讃し、 『帶甲通』には華の英佩楯に若くものなしと論じ 巡省に 畢竟その好不好は人により區 は踏込仕立を最とすごいへり。 踏込仕立を排斥せり。 々にして。 されざ 中に

は全く省略に附することすらありきの (巻照一) 資幢佩楣は太平記、應仁私記等に見ゆ、軍器考に小札

のごとく力革鞭さしなどいふものある也とあり。伊豫三島 毛引く事鎧のこどく三枚下りにして下の板をば左右合三つ わかちて菱縫すること草摺に同ご其板の上にはよのつわ

(参照二) 武具訓祭樹菜 大山祇神社にあり。細川澄元の古畵に見ゆ 即騎要略製作辨、 中古甲冑製作鉄によ

**圖考また種々描けり。武門事林には途色、 登岡彚に家々の紋蒔繪、亦は金銀の彫物打たるも有、** 高館草子にしょにぼたんのはいたてし、 黑朱白橙青漆、 云 武具訓

III o 脛當 脛當は 蒔給とあり。 第 脛當は前脛に當つる武具にして、 四 卷 研 筅 戦國時代以後に於ける甲冑の變革に就いて 古來大 脛當

或は全くこれを使用せず。(参照しさればこの要求 に應すべき脛當は天正の頃に創作せられ 行に便するを本旨とせしかば、 の脛當を用ひざるには非れ

Z,

新式の脛當を用 歩卒は足を輕め歩

7)

三間乃至十數間縦に並列せし 脛當即ち是れなり。篠脛當は鐵 め、上下の紐にて足 板の長細さものを bo

を加へられしものには毘沙門脛當 を連結に便せりの に結ぶものなるが、これに家地の附着せると附着 し"板と板を蝶番にて連結したるもの)筒脛當(平 を分てり、叉古渁の脛當には蝶番ありて板と板と せざると、及び篠間に鎖あると否とによりて種 脛當の種類として古式の稍改良 (總體を板金と

に準せざるもの) (前者と類似すれご立學大きく鐵板は足の 等あり。 又新式のものとしては

金二枚を甲の部にて蝶番にて連結せしもの)二王

= 號 回五

T

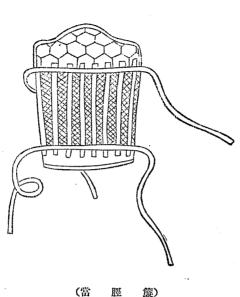
郭

ű

篠立脛當

奪 三號

脚 半脛當 (篠なく總體を鎖にし裏を麻布の柿染に



(篠十間餘にして間に鐵にて繋ぎしもの) **)** その間を僅かに鐵にて繋ぎ、裏皮なきもの)鎖脛 本にして間を鎖にて繋ぎ、打合の所即ち背に向る 所は麻布を用ふるもの)越中脛當(大平篠五本許 なきもあり、裏裂を附す)貫脛當

とて小き草の部分を作るを例とするも、筒脛當、 て、膝殺として、 たる羅紗、 て膝を保護せしが、此の時代には此の部に綿入れ **熊脛當等に用ひ**。 脚半脛當にはなし。 緞子麻の裂を龜甲に縫ひたるものを當 これを十王頭と名づけた 脛當によりては之を用ひざ 古は大立界及び立界あり たりの越

定せず。脛窩の内側下部に鉸具摺(鐙摺ごもいふ)

普通とし、家地には緞子麻地などありて色文様 主要なるものなり。(<sup>※照こ)</sup>鐵板は五色錆色黑等を

(總體館にして小篠を散らせるもの)等はその

(平篠も九篠もあり、 篠の の制品々あれざも太篠に若くはなしと、又曰く裏 『帯甲通』は脛當の使用に就て論じて曰く。 脛當

ることも

あり (巻照三)

には鎖にて繋ぎ、

間

て染むるもの)

**簾脛當** 

龜甲十王頭(後述)を附せるもあ

しものにして、 **啊、**是れ等の具は總て戰國 要なしと『武學拾粹』には太篠は三間を佳とし、 五間之に次ぐと、又曰く十王頭必ず附すべしと。 (参照三)

單騎要略製作辨、兵器圖考、仙鑵石原氏部職の甲冑巻考 (参照二) 單騎要略製作辨による。當期のある具足註文書に曰く (参照一) 武家事紀、後松日記、帯甲通、本朝軍器考にみゆ。 戦になりては古代の筒など打延立器の類にては進退自在な 鎗を持て敵の城中にまろび込て鎗をする杯と云手短なる血 るべし。予が所藏の具足、遊就館陳列の具足の實物亦これ 挌摺馬皮黑塗紐紗綾、総途院ナシ臘色云々以てその好な知 菱、縫襟卷同斷,家地表塞綠等佩偱同斷(金入茲晒布盼色) 脛當、七本篠間總鍍黑塗、十王頭、三割但羅紗龜甲ハマセ るまじとて近世脛當に變る理由を詳記せり。 古甲冑製作辨に歩戦になりて勝負も手短になり居敷で鎗を いたしき立、敵を突崩し或は堀へひたり土居を上り塀を栗 鄉 その使用は近世具足の特徴なり。 研 狁 戦國時代以後に於ける甲冑の變革に就いて(下) 一時代以前 にはあらざり ることあり。これを小鰭、袖蔵、籠手藏さも稱す 外側にも襟周と同様の構造なるものを斗出 はせ絲にて龜甲縫をなす。(参照二叉綿喃の下より あり。こは細川忠興の好なりと傳ふ。(巻照三) 往々その板敷も三段に及び、素掛ととせることも 袖と同じく鐵板を蝶番にて連結せることあり。又 て損傷せざらむ料となす。この小鰭は時として胴 袖或は籠手を綿嚙に掛くるに、その掛緒を露出し 中には皮、鐵、鮫皮等を納る」ことあり。外面は這 て咽喉を嵌へり。この襟周は皮革織物にて製し、 らむが為め襟周(友襟)と稱するものを綿 り保護し、兼ねて咽喉輪、 為に附着せしものなり。 この裂は豫 るの狭義にては綿 **猶ほ具足には雨脇下に隙を生ずることあるを以** め綿嚙に依り肩の擦れ負傷せざらむ 『嚙下部に當れる綿入の裂を指す 郭 Ξ 號 叉戰國時代 周輪等の咽喉に擦れざ (四一七) より、矢石よ 咽に附 せし

عَة

地なきものは下脚袢を用ひ、裏地あるものはその

肩當とは兵學者の流義によりて廣狹二樣

に解

れるもの、

蔽ふ。この脇立は古の この部分には特に脇立 その 大鎧 ご称 W 協構 立と称 \$ に倣 S する ŧ Ŏ ひて創造せ もの を掛 は け Ť 以て作 引は 鎖を以て作れ

脇) (當 霽月の 近週 古の 下は方形にし Ų 脇 如 楣 上部を ご形 ζ 狀

完全なるは世に脇引と稱するものに ごもこの 協立 毛引 Ū T きりも 素掛 普通 更に ことう 繰り (V) 7

(引 脇 掛)

形狀

は下部

0

ざものなりとす。

因みに脇立

上に脳

るものなり。

(巻照三)さ

机

引及び脇當と称する三具は

何

n

も皆殆

h

ど同

楾

0

Ō) 和 て

にして、

最初は形狀

區別せしならむ

ķ

の變形を生じ、

その より

區別

も困難ごなり

脳立は能

手

L

脇

號 二八八

郭

Ξ

脇當は皮を以て作

gr

るもの

るものなど強ひて差別を嚴に に陷 されば村井昌 反つて自繩自 礼 3 O) 感 日縛の苦 記など ありつ

るを妥當させり。 に些の差別を設け 引と総稱し、

その間

ž

は之れを以て全部脇

別する説 従來の形狀に 照四)されご予は姑く 1 よりて より區

下部方形なるを脇立 九きを脇引 その他

として考ふ

を雑種

引は構造により威脳引 (鎖のもの) 板腦引 (鐵板のもの) (毛引素掛のもの) 織物脇

紐を以て釣るものといひ、 せるも ÚΣ 脇常 は葬行 て掛 若しくは脇立は仮 くる きのい

を以 漸く ŧ

製法使用法によりて區別

連續

脇引

識腸

引

(裂に て中に綿を入るゝもの) 及び八重鎖、 骨'

使用

の必要あらざることあ

60

近代甲

舻

け

以上述べたる諸具は具足籠手の種類によりては

引

牌鐵を入れ 相繋ぎたる す。(参照五)然るに脇引が左右脇 羅紗等を用ひて、 to る織物脇 連脇 表面 引叉は掛脇引とい 別などあ に龜甲形の縫せるを普通 れが改良せられて左右 に分離 5 裂は天鵞絨、 ž O 獨立せるを 更にこ の脇 ح

頭輪といふ。 引と肩當。 たるもの起る。これを饅 襟周小鰭を合同 皮革織 物を以

(輪 Œ れ表面に龜甲の縫 て作り、 皮革鐵板鮫皮を入 せりの本

鏝)

を廣義に解せるなり。この 朝甲劔錄』 て肩當 なざには之れを となせる は肩當 作る。

棚

は之れを用ひざる由 (参照一及び三) 武家重宣記 聞

(巻照二、六) 武器圖

(参照四、五) 單點要略製作辨

足

り帯をどめ。 しさい 序に附記せむ。下着としては常の衣服を通用すべ 袋、褲、草鞋、鉢卷等は附屬具の主なるものなれば、 甲胄附屬具、 **叉胴**看。 ~ b 但し之れを著用するには先づ頭に 後襟を肩に下げて腰の部にからげを 具足の下着、 羽織を轉用するも苦しからず、 小袴。 帶 脚 科

に著する法も |襟あるを特に小 ä 5 عَ 衣として特に作れるは筒袖立襟、 小袴は天鷺 絨緞子麻木 ひ、緞子のものもあり。又鎖帷子を着 に紐あるものなり。 時としては馬乘袴野袴股引を轉用 地は木綿紬 綿棧留 木倉等 の澁染州染等を用 胸牡 古 近丹掛に 若くは にて作 る人も 3 0 あり 7 廫

짾 國時代以後に於ける甲冑の鐵準に就いて F Ú, Ξ

第

[2]

32

研

犯

具足と称す。

饅頭輪

を胴の上

饅頭

輪に

立

2,

3

かゞ

如

j

(参照六)

常に行

\$2

iż

六五

回

號

乜

戦國時代以後に於ける甲冑の變革に就いて 宁 鍃 Ξ 號

ひて脚絆 20 卷 を略 研 するも 窕 ありつ 帯は 自 M 布 箙なごを持つ。その他。糧難、內 六六 (四二〇)

絆は 浦 て長 を編 一

文

徐 するありつ み、或は麻 具足の上より胴の下をどむ。脚 足袋は革、木綿等を用ひ、 di 12 て作る、中に鎖で入れ 菜(紙、揚枝、 刀、長卷、弓。 腰繩、鉤繩、 剪、鋷、削刀等を納む)印籠巾着 (紙、揚枝、磁針、水吞、糸、針`箸、匙、 長手巾、頸袋、腰指、浮藍等を携帯

て脛當 時として甲の上に薄鐵を鎖にて綴合するあり。 は越中もあれど、多く特趣のものにて紐を以て頸 いかけ、 を略 腹を遊ひて股を經背に廻して腰に結ぶを 褌

するもありっ

序上前回と重複を厭はず附記したり)

國扇、 扇、 采配も武將の用なり。

(樂品を入る)

-19 結 語

今これを綜合列記すれ 後に於ける甲冑の變革の大要を知ることを得 以上叙述せし所によりて略 ば左の如 國海軍 膊 代及びそれ以

用ひらる。

として陣羽織を用ひ、歩卒は陣笠

鉢鐵を用

武e 器e

この時代に携帯すべき武器としては、大

皆戦國時代以降の武裝の特徴とす。

Ó

力は

左脇。

右手指(鎧通し)は右脇

に、背負太

と草鞋の間に皮を入るゝ傳あり。又毛履は馬上に

兜の受として鉢窓の仕方また秘法

あれ

常とす。草鞋は藁、茗荷、

裂製などを用

Ŋ

足袋

ど略す。一般の醴装として、將た武將の威儀の服 ふる 二、甲冑は堅牢を主とする為め鐵本位 ر الح 甲冑の種類形式激増せしこと とな

三、甲冑の形式 要を補 ・冑の構造は簡素なるを好みしこと Ċ, 短を除き長を採りしこと は實戰の經驗 よりして冗を省き

は背に帯ぶ。指物は背後の請筒に差して立て、 は背に負ひ、人により槍、鐵砲、 金撮棒、 薤

衣

汞 É

由敏活を働作をなさむが為め、重量を可

一減せむと努めしこと

一八、威儀をつくろひ、武强を表せむが 心せしこと 爲 腐

七、從前の莊重にして而 も優婉なる甲 胄 は 此 0

期に入りて輕佻にして而も雅味なきものと化

はこれが為め擦れ傷を負はざらむが為め、種 甲冑の重量が身體の一部に集中し、若しく

々の趣向ありしこと

頗る機械的に製せられしこと 從郊の甲冑の迂遠なる構造は精巧となり、

十、身體を保護する爲めには、寸分の隙も忽緒 用せしこと に附せざりしこと、その目的の爲め綿入を多 形式色彩

十一、外觀上の美を發揮せむが爲め、 十二、戰場に自己を顯 文様に注意せしこと 揚せむが 爲め、 特に入目

20 卷

研 究

> に觸るべき異裝をなせ しこと

從來の慣例を根本的に打 破し、

甲胄

式

め

十四、甲冑の意匠として敵の一 意匠は全く自由 となりしこさ 見嫌忌すべきも

十五、好みて滑稽、 のを好みて製作せしこと 皮肉なる意匠 を武具に

使用

等これなりの

せしこと

に、日夜戰士が矢石電轟の中に驅馳して具さに めたる経験に基さ、 要するに以上の變革は戰國時代以降戰 深遠なる考究を經て大成

亂勃

發

由なる戦場の活動。 るものにして、 要は完全なる身體の保護。 に對する 敏捷自 12

歴. 及び甲冑使用の從前よりも簡便なるを期する 然れごも此 の間 甲冑の外観美と敵 にありて今日 0 戰 争

かりきる一般清 正記 1 加藤清 IF. かき

第 Ξ:

戦國時代以後に於ける甲冑の變革に就いて F

决死の士も多

く身に寸毫の防備なく。

命を鴻毛の輕きに比

せ

に在りつ

號

六七

(四二二)

第

29 卷

研 筅

足輕共は具足は着すして甲計り冠り候。甲の脇立に長二尺に

々宣ふは、他家の足輕は皮具足を着せ、甲は冠らずして、な 白き練一幅の小しなひを雨に二本立て、指物はなし。

具足を着すしても、こたへ能き物なりとて右の通なり。 足着ても頭に何も冠られば、こたへ難き物なり。甲や着れば めし皮の笠、又は百重豊の笠を冠ると見えたるが、身に皮具

いへるは、その一例なり。

尙上記の特徴の中風俗史上特に注目す可きは。

カセリ

表に出でたるを誇らむとする傾向の存することな 當時の戰士が、一向甲胄の形式の奇異を好み、 **の滑稽を超越して皮肉なる意匠を欲し、他人の意** 寧

り○こは強ちに甲冑の上のみに非ず、『老人雜話』 付て着し、茶筅髪にて往く。山城守が家老等國境まで迎に出付て着し、茶筅髮にて往く。山城守が家老等国境とで迎に出信長美濃甕藤が所へ婿入の時、慶和の湯離子に陰形を大に染 面目なる信長のことを記して曰く

0)

は江戸初期に至るも頗る武士俠客の間

に盛なりき

秀吉も亦決して之れに劣らぬ好奇の士な の動功を彼我の間に顯揚せむとするにありしが、 ことと覺しく。 かくる習俗の起原亦戰國時代群雄 その動機 ば (1) 間

とあり。

で、其様を見て膽をつぶし

第 Ξ 别 六八

殿下其日ノ出立ハ異體チ用ッレ。造り罷ナ懸ケ、鐵裝黑力。 寸許ノ駿馬ニ朋立如クザル紅ノ厚総カケ大魁美麗ノ粧ニテ馬 カ進ラセタル朱塗ノ電蘇ノ弓サ握り金ノ瓔珞ノ馬鎧懸タル七 濃タル大餐倭ノ空穗ノ上ニ征矢一筋刺テ先年他石棚兵衛秀久 テ唐冠ノ首鎧サ独り金礼緋殿ノ鎧ニ舒付ヶノ太刀ニ推金ニテ

ノ物嗜金銀珠玉綾羅飾貓ノ筋リハ云ニャ及プ虎鑞虎猩々緋吾。。。 ○○○ 上ニテ打出給フ、近習伽衆馬廻甲門花ャカニ根フテ異類異形 上ニテ打出給フ、近習伽衆馬廻甲門花ャカニ根フテ異類異形 堀二風流サ事トシタルハ良二師頭アタリサ撥と行駐目サ務

とあり、秀吉の異裝華美を盡せるを見るべし。そ の他世の諺に「伊達」といふことあるも、 藩士の異態より起りし語にして、異風を好む俗 伊達家

恐らく戦場に於て自己 より發せし

\*O「關八州古戦録」に小田原征伐田陣の日の秀 後漸く戰場にあらざるも人の注目を惹 ん時

れを敢てし、遂に戰國以降の武士が常習となりた ものなるべしつ る成 本邦人の意匠で技巧とに工選上期くの如き偉 果を收め、 風俗史上亦看過で可 からざる 重要

江戸 明治に に比して非常なる有勢なる製作と需要さを見つく の特筆すべ 少の新樣は案出せられたりしも、また斯學上何等 á |代は舊式のそれに比しては頗る短期なりしと雖 以上縷述せる甲胄の改革は天正の頃より始りて 時代初期に 及び さも ね。この新様式の具足の愛用せられし い無くご 至 りて一段落を劃したり。 かくして新様式は舊様式 爾後多 察及び、武器に闘する予が卑見は更に他日稿を改 拙稿が該方 况を呈せるは喜ぶべき現象なるも、 なる史質を胎せり。 めて世に發表するの機あるを信ず、大正八二、廿四稿 幸甚なり。 の方面には多く顧みられざるの感あり。 **尙ほこれが美術工塾上の方面よりの** 面 の開 「「「一、端を開くことあらば 風俗史研究は近時 未だ武家風 漸くその 予がこの

俗

研 究 戦國時代以後に於ける甲冑の變革に就いて(下) 第 Ξ 號

六九

(四三三)

第 Ŋ

卷